

審 第5807号-1
答 申 第639号
令 和8年2月27日

千葉県教育委員会教育長 杉野可愛様

千葉県情報公開審査会
委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年8月17日付け教職第456号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1153号

令和3年6月2日付けで審査請求人から提起された、令和3年5月31日付け教職第238号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和3年5月31日付け教職第238号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年2月1日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例65号。以下「条例」という。）5条の規定により、実施機関に対して、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「2020年12月1日から2021年1月31日までに、千葉県教育委員会（教育庁）が県立高等学校から収受した事故報告書。ただし、教育総務課人事給与室（交通事故に係るものを除く）、児童生徒課生徒指導・いじめ対策室、教職員課管理室（交通事故に係るものを除く）及び学校安全保健課安全室（交通事故に係るものを除く）が担当するものに限る。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は本件開示請求に係る対象文書として、事故報告書（令和3年〇〇月〇〇日付け、〇〇第〇〇〇号）（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年6月2日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書、反論書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件決定は、条例13条（開示決定等の期限）に反し違法であり、取り消しを免れない。

3 反論書

弁明書は、本件審査請求が条例13条に反する旨を主張し、同8条については何ら主張していないにもかかわらず、その大半を8条関係の理由説明に費やしている。

一方、「弁明の理由について」では、「開示請求に対し、本件対象文書以外は、期限内に開示決定しており」と、本件対象文書は「期限内に開示決定して」いないことを認めている。

「期限内に開示決定」したのは、教職1109号（令和3年2月15日付け）であって、本件決定はこれと異なる決定なのである。それを、「追加で開示決定したにすぎない」と主張するのは、本件審査請求の趣旨を全く理解していないことの証左である。

ここで、実施機関に助言するのめいかがなものであるかとは思いますが、もし開示決定後に特定漏れが判明した場合に（もちろん、特定漏れはあってはならないのであるが）、実施機関が採るべきは、当該決定を取り消し、新たに特定漏れ文書を追加した後に再決定することである。そして、再決定に係る通知書にその旨（取り消し及び再決定した事実）を記載するのである。

さらに言うと、総務省行政管理局行政手続室の見解では、「審査請求に対する裁決がなされる前ならば、処分庁が職権により当初行った開示決定を取り消して新たな開示決定を行うことができる」とのことであるから、今からでも、審査会への諮問を取り下げ、教職1109号を取り消し、再決定を行うことは可能である。

第4 実施機関の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

2 事案の概要について

本件審査請求は、審査請求人が、令和3年2月1日付け（同日收受）で条例7条1項の規定により、実施機関に対し前記第2 2の内容の開示請求をしたことに対し、実施機関が、令和3年2月15日付け教職1109号で部分開示決定をした。その後、開示に係る文書の確認をしていたところ、対象となる文書が他にもあることが判明し、前記第2 3及び4のとおり本件決定をしたところ、本件決定の取消しを求めた事案である。

3 本件決定の理由

(1) 不開示部分について

本件対象文書において、本件決定通知書の「開示しない部分(括弧書きを除く。)」に記載された部分は、条例8条2号に該当することから、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例8条2号該当性について

ア 条例8条2号本文該当性について

(ア) 同条同号本文は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則として不開示とする。

同号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定がされていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解される(最高裁平成10年(行ヒ)54号平成15年11月11日第三小法廷判決参照)。

本件不開示部分のうち住所については、一般人からみて特定の個人を識別することができる「個人に関する情報」であって、「当該情報・・・により」特定の個人を識別することができるものであることから、条例8条2号本文により不開示とする情報に該当する。

(イ) 同号は、それ自体で「特定の個人を識別することができるもの」だけでなく、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含むとした上で、同号本文後段は、これに加えて「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とする。

これは、原則として「他の情報」については、一般人を基準として通常の方法で入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できる

場合に不開示と定めるとともに、同号本文後段において、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる可能性が認められる場合には、不開示とする趣旨である。

本件不開示部分のうち、上記（ア）を除く情報についても、一般人が通常の方法で入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人のプライバシーに関わる情報が開示されることになり、個人の人格的利益が著しく侵害され、個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる可能性が十分にある。

したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものといえる。

イ 条例8条2号ハ該当性について

条例8条2号ハの対象となる情報は、公務員の職、氏名及び職務の遂行の内容に係る部分である。職員が事故を起こしたという情報は、公務員である個人の評価等に係る私事に関する情報であって職務遂行情報にあたらぬ。

したがって、本件決定において不開示とした事故職員の住所は同号ハに該当しない。

ウ 本件不開示部分は、条例8条2号イからニには該当しない。

(3) また、これらの情報を公にすると、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、条例9条2項を適用することはできず、部分開示はできない。

4 弁明の理由について

請求人は、「本件決定は、条例13条（開示決定等の期限）に反し違法である」旨主張する。

しかし、開示請求に対して、本件対象文書以外は、期限内に開示決定しており、本件対象文書が特定できていなかったため、追加で開示決定をしたにすぎない。

さらに、上記3（2）のとおり、本件不開示部分のうち住所は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例8条2号本文に該当する。また、住所以外の情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるといえる。したがって、条例8条2号本文に該当する。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、令和2年12月1日から令和3年1月31日までの間に千葉県教育委員会が収受した事故報告書であり、県立高等学校管理規則59条2項11号の規定により、職員に「事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき」に、校長がその事実を教育委員会に報告するものである（以下、報告の対象となった職員を「事故職員」という。）。

不開示とされた情報は、当事者である事故職員の住所、「6 事故の状況及び原因」の一部及び「12 その他の参考事項」の一部である。

2 開示・不開示の判断について

事故報告書中の事故職員に関する情報は、それが職務に関連するものである限り、一体として条例8条2号ハの公務員である事故職員の職務の遂行に係る情報といえ、職員に関する事故等の事実が発生したという情報自体は、原則としてここに含まれる。

もともと、本件対象文書の報告後に事故職員が懲戒処分等を受けた場合、その事実は公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有し、私事に関する情報の面を含むものといえる。

以上の判断基準に基づき、不開示とされた情報の条例8条2号該当性について、以下検討する。

(1) 当事者の住所について

当事者の住所は、事故職員の個人に関する情報であり、事故職員の私事に関する情報と認められるため、条例8条2号本文前段に該当する。

(2) 「6 事故の状況及び原因」及び「12 その他の参考事項」の一部について

当該不開示部分には、事故職員及び事故関係者が発言した内容が記載されており、事故の詳細な情報と認められる（以下、当該不開示部分の情報を「当該不開示情報」という）。

当審査会が確認したところ、本件対象文書中の当事者である事故職員は本件対象文書による報告の後、懲戒免職となっており、それに伴い実施機関が定めた「職員の懲戒処分等に関する公表基準」により、事故職員の氏名が公にされていることから、当該不開示情報は、懲戒の事実と一体となって事故職員の私事に関する情報の側面

を含むものと認められる。

また、当該不開示情報は、勤務場所以外での事故職員の行為に関するものであり、そもそも公務員の職務遂行とは異なる事故に係るものである。

よって、当該不開示情報は、事故職員及び事故関係者の個人に関する情報であり、かつ事故職員の私事に関する情報と認められるため、条例8条2号本文前段に該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件決定が条例13条に反し違法であり、取り消しを免れないと主張しており、本件決定及び原決定を取り消した上で、再決定を行うことを実施機関に求めているものと思われる。

本件決定は、令和3年2月1日付けの本件開示請求に対し、実施機関が、令和3年2月15日付け教職1109号で部分開示決定(以下「原決定」という。)をした後に、本件開示請求の対象文書が他にも存在することが判明したため、原決定の追加決定として行ったものであり、令和3年5月31日付けで行われたものである。

条例13条の規定により、実施機関は条例12条1項及び2項の決定を開示請求があった日から15日以内にしなければならず、この期限を徒過してなされた本件決定は適切な行政処分とは言い難いものである。また、本件決定は、その通知書に原決定の追加決定である旨の記載がなく、その決定趣旨が明確でないという点においても、問題のある行政処分であったと指摘せざるを得ないものである。

しかし、以上のような問題はあるものの、本件決定は、対象文書の特定漏れという原決定の不備を正すために実施機関が行ったものであり、その追加決定の事実のみをもって、原決定及び本件決定を違法ないし不当として取り消すほどの瑕疵があったとはいえないものである。

よって、この点について審査請求人の主張を認めることはできない。

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

実施機関が行った本件決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 8月17日	諮問書（反論書を含む）の受理
令和7年11月27日	審議
令和7年12月23日	審議
令和8年 1月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
安藤 なつき	弁護士	
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)